

令和6年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

病院事業及び医療提供に係る事業の
財務事務の執行及び管理について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 齋藤 紀朗

Ⅰ 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。)第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

病院事業及び医療提供に係る事業の財務事務の執行及び管理について

3 外部監査の対象期間

原則として令和 5 年度執行分(必要に応じて他の年度も対象とする。)

4 外部監査の実施期間

令和 6 年 8 月 5 日から令和 7 年 3 月 21 日

5 特定の事件を選定した理由について

いわき市医療センター(以下「当センター」という)は、昭和 25 年に「磐城共立病院」として開設されて以降、地域の中核病院として、第三次救急医療やがん医療など高度急性期医療を提供してきた。また、平成 19 年度に地方公営企業法の全部適用に移行、平成 22 年度には旧常磐病院(分院)の一部診療機能を総合磐城共立病院(本院)に統合し、1 市 1 病院 1 施設に移行するなど、経営基盤の強化に取り組み、平成 30 年度には新病院を開院し、医療機能の充実を図ってきた。

一方で、令和 4 年 3 月に総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景として、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院の経営を強化していくことが重要とされている。

以上から、病院事業の財務事務の執行及び管理に関して検討することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

さらに、いわき市においては、医療体制の強化への市民の要望は強く、新型コロナウイルスに代表される感染症対策も含め、当センターを中心に的確で十分な医療が受けられる環境づくりが重要な課題として認識されており、「いわき市まちづくりの基本方針」や「いわき創生総合戦略」などにおいて、医療人財確保に向けた取組み等があげられており、令和 5 年度予算においても、医師確保と将来人財の育成が主要施策の一つとされていることから、医療提供に係る事業の財務事務の執行及び管理についても合わせて検討することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 病院事業及び医療提供に係る事業に関する歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 病院事業及び医療提供に係る事業に関する施設や財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 病院事業及び医療提供に係る事業は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 病院事業及び医療提供に係る事業は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

(2) 監査手続

- ① 入手資料等による事業の概況把握及び財務情報等の分析
- ② 関連法令、条例、要綱、契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書、モニタリング資料等の閲覧
- ③ 担当課、担当者、関連団体等への質問、意見聴取等
- ④ その他必要と認めた監査手続

7 監査対象機関

いわき市医療センター・保健福祉部医療対策課

8 外部監査の補助者

公認会計士 富樫 健一
公認会計士 高久 健一
公認会計士 鈴木 俊彦
公認会計士 宮西 宏幸
公認会計士 柳澤 晋
公認会計士 中鉢 政彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本報告書における記載内容の注意事項

- ① 本文中の金額の表示については、原則として表示単位で四捨五入表示としている。
- ② 現在の医療対策課は令和 5 年度まで地域医療課とされており、令和 6 年度で課名が変更されている。報告書における記載は、変更後の名称によっている。

Ⅱ 包括外部監査の結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容	件数
指 摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 本文中、【指摘】と表記する。	29
意 見	「指摘」事項には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項 又は検討を要すると判断した事項 本文中、【意見】と表記する。	58

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和6年2月末現在の判断に基づき記載している。

1 病院事業(いわき市医療センター)

(1)経営全般

①経営計画

1 中期経営計画とアクションプランの整合性について【意見】

中期経営計画(2024～2027)と令和6年度の部門別アクションプランとの対応関係を確認したところ、中期経営計画で施策及び評価指標としている事項のうち部門別アクションプランに記載が行われていないものがある。

中期経営計画の着実な推進を図るため、中期経営計画で定めた施策及び評価指標について網羅的に部門別アクションプランへの落とし込みができるよう、部門別アクションプランを所管する経営企画課においては、中期経営計画の各施策及び評価指標の責任部門を決定し、責任部門に対してアクションプランの策定を指示することが望まれる。

2 中期経営計画の評価結果の次年度以降のアクションプランへの反映について【意見】

令和5年度の総合評価コメントにおいて課題や取組むべき事項として記載された事項のうち、令和6年度のアクションプランに記載がない事項がある。

中期経営計画の着実な推進を図るため、前年度の総合評価の結果、識別された課題や取組むべき事項について、次年度以降で着実に対応できるよう、次年度以降のアクションプランに盛り込むことが望まれる。

3 アクションプランの記載内容及び記載方法について【意見】

部門別アクションプランには、取組項目毎に、現状及び課題、課題解決に向けた取組等、取組に係る管理指標、毎月の実施計画や目標値が記載されているが、適切な進捗管理のために記載内容の改善が望まれる。

取組項目に係る毎月の実施計画の記載について、毎月の目標値の記載に止まっているものがあり、取組みのための行動をいつまでに何を行うかを毎月の実施計画の中で定めるべきである。

②一般会計負担

4 繰出金算定における消費税の取扱いについて【意見】

収益的収支に係る繰出金の算定においては、消費税抜きの金額を基礎として算定されている。そのため、繰出対象となっている項目に係る実際の資金の収支としては消費税分を病院事業で負担する結果となっている。

一般会計からの繰出しの趣旨を鑑みると、繰出し対象となる項目については、消費税を考慮した資金の収支ベースで捉えることが適当であると考えられ、繰出金算定における消費税の取扱いについて再度ご検討頂きたい。

5 収支差に基づく繰出金の算定における基礎年金拠出金公的負担経費の調整について【意見】

収支差の算定に際して、基礎年金拠出額に係る一般会計負担金繰出額を給与費から控除すべきであるが、特段の調整が行われておらず、基礎年金拠出金に相当する額が二重に一般会計から繰り出されている結果となっている。

収支差に基づき一般会計繰出額を算定する場合における基礎年金拠出金に係る繰出額の取扱いについて再度ご検討頂きたい。

6 研究研修費に含まれる応援医師に対する人件費の取扱いについて【指摘】

研究委託費に含まれる応援医師報酬について、応援医師に技術指導等を委託しているとのことであるが、委託契約書の委託内容は診療業務のみであり、また、技術指導等を行った記録も行われていない。

応援医師の実際の業務実態を調査・確認した上で、契約書に定める委託内容の見直しが必要な場合は実態に合わせて見直しを行うとともに、応援医師の業務実績について報告を求めるか、当センター側で適切に記録する必要がある。

また、技術指導のみでなく、診療業務も行っている場合には、診療業務に従事した部分と技術指導業務に従事した部分を合理的に区分し、前者は経費(委託料)等に計上し、後者についてのみ研究委託費として一般会計繰出しの対象とすべきである。

(2) 契約管理

① 全般

7 重要契約の要旨の記載契約について【意見】

いわき市病院事業会計決算書の決算附属書類に記載する「重要契約の要旨(当年度

契約金額 500 万円以上)」に、単価契約については記載されていない。

記載基準については、地方公営企業法施行規則等には特段の定めはなく、各公営企業が独自に決めるものと考えられるが、単価契約についても重要契約の要旨に予算額で記載し、将来の支出負担の程度を示すことは、住民にとっても有用な情報と考えられ、今後検討することが望まれる。

②個別の委託契約の検討結果

(いわき市医療センター受付案内業務委託)

8 仕様書における「業務報告等」の記載について【意見】

本業務の仕様書には、「役務的業務委託に関する契約事務の指針〇仕様書・設計書の作成」において、仕様書の記載事項(例)としてあげられている、業務報告書の提出等を定めた「業務報告等」の項目の記載はない。

今後の契約に当たっては、施設管理課の仕様書を参考に、「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるようにすることが望まれる。

(いわき市医療センター医事業務委託)

9 仕様書における「業務報告等」の記載について【意見】

本業務の仕様書には、「役務的業務委託に関する契約事務の指針〇仕様書・設計書の作成」において、仕様書の記載事項(例)としてあげられている、業務報告書の提出等を定めた「業務報告等」の項目の記載はない。

今後の契約に当たっては、施設管理課の仕様書を参考に、「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるようにすることが望まれる。

10 業務の履行状況の確認について【意見】

休日及び夜間の業務報告書はあるが、事業者と日々一緒に業務を行っているため、平日及び月次の業務報告書はなく、文書による日々の業務履行状況の確認はなされず、月次の業務完了報告を確認したのみで支払が行われている。

今後は、事業者に日々の人数配置や特記事項等を記した業務報告書の提出を求め、それに基づき履行状況を確認する体制とすることが望まれる。

11 随意契約の理由書等のフォームについて【指摘】

随意契約の理由書及び随意契約確認表が、地方公営企業法施行令のフォームが用いられず、地方自治法施行令のフォームが用いられている。

今後、契約が随意契約となる場合、地方公営企業法施行令のフォームを用いることが必要である。

12 契約締結までのスケジュールについて【意見】

業務引継ぎ期間如何で、入札参加意欲のある事業者もいることから、事業者にとの程度の期間であったら可能であるか聴き取りをし、再度、それに見合った調整・手続期間の設定が可能か検討することが望まれる。また、設計時の見積も数者から徴求することで、実勢価格水準も把握でき設計額の積算に役立てることができると考えられ、次回の契約に当たって検討することが望まれる。

(いわき市医療センター基準寝具等洗濯業務委託)

13 予定価格の検討とその文書化について【意見】

令和6年度からの予定単価は、設計時に随意契約先から徴取した参考見積単価を参考としたものである。また、先方の見積時の単価も同額で、当該単価で契約がなされているが、前年度単価から値上りしている。

住民への説明責任を果たすためにも、随意契約で先方からの参考見積を予定価格として用いる場合には、より踏み込んだ検討が必要と考えられ、見積事業者からの積算根拠等の入手、別事業者や他病院への聴き取り等を含め、それらの情報を総合的に判断し、予定価格として参考見積を使用することが現況に照らした上で妥当であるか検討することが重要である。また、妥当と判断した根拠は文書として残すことも必要であり、今後検討することが望まれる。

(いわき市医療センター感染性医療廃棄物収集運搬処分業務委託)

14 電子マニフェストの関係簿冊への綴り込みについて【意見】

業務完了報告書と電子マニフェストの打ち出しが一緒に綴り込まれているが、令和5年度において電子マニフェストの綴り込みがない月があった。

当該月であっても、業務完了報告書の数量にチェックマークがあるので照合されたことはわかるが、後日、第三者が検証することにも鑑み、月々綴り込むことが望まれる。

15 業務完了報告書の工期日付の誤記について【指摘】

令和6年度の業務完了報告書の工期日付が、契約 令和6年4月5日、自 令和6年4月8日、至 令和7年3月31日となっていた。実際は、契約日は4月1日であり、業務開始も4月1日から開始されているので、事業者が誤って記載してきたものであるが、当センターでもチェック漏れであり、修正が必要である。

16 予定価格の検討とその文書化について【意見】

令和6年度からの予定単価は、設計時に随意契約先から徴取した参考見積単価を参考としたものである。また、先方の見積時の単価も同額で、この単価で契約がなされているが、前年単価から値上りしている。

住民への説明責任を果たすためにも、随意契約で先方からの参考見積を予定価格として用いる場合には、より踏み込んだ検討が必要であると考えられ、見積事業者からの積

算根拠等の入手、別事業者や他病院への聴き取り等を含め、それらの情報を総合的に判断し、予定価格として参考見積を使用することが現況に照らした上で妥当であるか検討することが重要である。また、妥当と判断した根拠は文書として残すことも必要であり、今後検討することが望まれる。

(いわき市医療センター電話交換業務委託)

17 支出負担行為起案書の決裁日記入漏れについて【指摘】

支出負担行為起案書を確認したところ、決裁日の記載が漏れていた。

いわき市病院事業文書等取扱規程では、押印決裁起案の場合にあつては、決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されており、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底する必要がある。

18 業務月報における「その他特記事項」欄の記載について【意見】

令和5年度の業務月報を確認したところ、苦情に関して、5月分2件、8月分1件については「その他特記事項」に苦情の内容の記載がなかった。

月次で総括的にどのような苦情があったのか一覧できる業務月報も重要な情報と考えられ、今後は、苦情に関して、内容の記載に脱漏がないよう総務課での確認も含めてご留意頂きたい。

(いわき市医療センター給食業務委託)

19 検食材料費の負担について【意見】

検食材料費に関して、当センターあるいは事業者のいずれの負担になるか仕様書等に記載はなく、現状では、支払対象となっていない。

検食といえども、材料費に関しては管理費用から切り離して、市負担とすべきとも考えられるが、今後、事業者と再確認の上、その負担関係について仕様書等に明確に記載し、その上で、材料費が市負担とされた場合には、完了報告書の食数に含め支払対象とすることが望まれる。

(いわき市医療センター院内保育所運営業務委託)

20 支出負担行為起案書の決裁日記入漏れについて【指摘】

支出負担行為起案書を確認したところ、決裁日の記載が漏れていた。

いわき市病院事業文書等取扱規程では、押印決裁起案の場合にあつては、決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されており、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底する必要がある。

21 契約期間について【意見】

現在の契約期間は3年となっているが、経営会議において、契約期間に関して、保育士の継続雇用の観点から議論されている。また、今後、園児数の増加が見込まれる中で業務の安定性も求められ、民間事業者による運営状況の把握も十分なされてきていることから、競争性の確保の観点も踏まえ、次回の契約に当たっては、例えば5年とすることも考えられる。当センターの院内保育の置かれた状況から何年が望ましいのか検討することが望まれる。

22 プロポーザル選考委員会について【意見】

プロポーザル選考委員会の構成メンバーは、計8名の市職員で構成されているが、民間の保育運営に係るサービス水準等を知る学識経験者等の意見の聴取もできれば、応募者が提案するサービス内容の比較検討に資するものと考えられ、次回にはその活用を検討することが望まれる。

23 消費税の支払事務処理について【意見】

事業者は、令和6年4月～8月支払分まで、消費税分を含めず請求してきており、当センターでもそれに気付かず支払いが行われ、その後10月に精算払いを行っている。この要因は、予算執行状況のチェックが甘かったことに加え、契約書に付随する規約の委託料の条項の中で、消費税の扱いに関する事項が抜けていたことも一因と考えられる。今後はこれらの点に留意し適切な支払事務を行うことが望まれる。

24 今後の受け入れ体制について【意見】

今後看護師等の採用も増加させる方針であり、令和6年度からは4歳児・5歳児の年長児も受け入れる体制としており、園児数の全体の増加も見込まれる。しかし、利用者アンケート調査では、現在の施設の規模では0歳児から年長児までの通年保育は難しい、年長児が遊べるスペースがほしい等の意見があった。また、全体の通年園児数が増加した場合の一時保育や病児・病後児保育への影響も考慮する必要がある。

今後、利用動向を注視し、全体の受け入れ体制の検討、それによっては施設の拡充の検討も必要となる点ご留意頂きたい。

25 利用者アンケート調査結果の集約表の作成について【意見】

当センターは、更なる保育サービス向上を目指し、利用者アンケート調査を実施している。アンケートに記載された意見は、月次で実施している院内保育所定例会議の場で取り上げられ、対応が図られているとのことだが、それらをまとめて一覧できる集約表は作成されていない。

利用者アンケート調査結果の集約表を作成し、個別意見に対する対応計画とその実施状況も記載することにより、サービスの向上状況の可視化や、中期経営計画における

アクションプランの進捗管理にも資することになると考えられ、今後検討することが望まれる。

(3) 請求業務

① 支払基金等の支払機関に対する請求業務

26 調定額集計時の作業手順書等の整備について【意見】

医事課におけるレセプトデータから調定額集計表を作成するまでの業務について、業務マニュアルや手順書等は整備されていない。

業務ミスの防止や業務の可視化、また、担当者に事故があった場合等に代替人員での業務継続を担保する観点から、作業のチェックリストや業務マニュアル等を整備することが望ましい。また、業務の省力化・効率化の観点から、Excel のマクロ機能を利用した自動化や、RPA 化等の可否についても検討頂きたい。

② 査定減等に対する対応

27 アクションプランにおける目標査定率の設定について【意見】

令和 5 年度においては目標を達成しており、査定率縮減に対する取組みが有効に機能していると評価することもできるが、目標値の設定が適切であったのか検証する必要がある。令和 6 年度における目標値は、令和 5 年度において既に達成できている数値となっており、今後、より一層の削減を進めるためには、目標値の見直しを検討頂きたい。

(4) 出納業務

① 窓口における入出金業務手続

28 診療報酬支払方法の多様化の検討について【意見】

現在、患者の診療報酬の支払方法は現金又はクレジットカードとなっているが、スマートフォンによるコード決済の普及等もあり、キャッシュレス決済の普及が進んでいる。

新たな決済方法の利用に伴い、手数料の負担や決済機器の設置等の支出が新たに発生するものの、他の民間病院での利用実態や将来的な普及の程度等を勘案し、コード決済等の新たな支払手段導入の適否を継続的に検討頂きたい。

29 現金取扱員の現金取扱限度額について【指摘】

窓口における出納金額は、いわき市病院事業会計規程で定める限度額を常態として超えているものの、限度額を超えることを医事課課長が必要と認めたことが事後的に検証できるような証跡もなく、日々暗黙として認めている状況であり、規程に則った取扱いとは言い難い状況にある。

窓口出納業務における現金の取扱額が常態として限度額を超える状況にあり、これを

認めなければ業務に支障があるのであれば、規程に定める「課等の長が認めた場合」に関する要領等を整備し、医事課課長が窓口出納業務に関する現金の取扱いは例外的に限度額を超えることを認めていることを明確にする必要がある。

30 3月末締め入院診療収入のうち自己負担分又は自費によるものの計上時期について【指摘】

入院診療収入のうち自己負担分等については、請求書の発行日において収入の調定を行い、会計上も同日に収益計上しており、3月末締め入院診療収入のうち自己負担分等についても、翌会計年度の4月10日頃若しくは入院患者の退院時に請求書を発行するため、その請求書の発行日において収入の調定を行い、会計上も同日に医業収益として計上されている。そのため、本来3月に計上すべき3月末締め入院診療収入のうち自己負担分等について、翌会計年度の収入として計上されており、当該金額について発生主義による医業収益の計上ができていない。

3月末締め入院診療収入のうち自己負担分等については、決算において未収入金として計上する必要がある。

(5) 債権管理

① 債権の督促

31 督促保留となった者に対するフォローアップについて【意見】

督促状の送付に当たっては、毎月中旬頃に未納整理簿にて未納者及び督促対象者の確認作業を行っているが、その際、督促保留とした者について、その後のフォローアップがマニュアル上明確になっていない。

督促保留とした者については、督促等の対応が必要となった場合には漏れなく速やかに対応できるよう、その後の状況を継続してモニタリングすることが重要である。

② 不納欠損処分

32 不納欠損処分の対象債権の選定について【指摘】

現在の債権放棄の対象債権の選定手続においては、一部入金等により時効期間が満了していないとして除外された債権は、その後の年度において債権放棄の対象債権の候補として抽出されることがなく、債権放棄等の要否が検討されていない。このため、その後の年度において入金されず、時効期間が満了したとしても、債権放棄及び不納欠損処分がされず、長期間にわたり回収不能の債権が残されている可能性がある。

債権放棄の対象債権から除外された債権については、その後の年度において継続してその状況をモニタリングし、時効期間が満了等した場合には、債権放棄及び不納欠損処分を行う必要がある。また、これらの債権については、貸倒引当金の算定対象からも除外されているため、個別引当の方法による貸倒引当金の計上の要否についても検討する

必要がある。

33 時効以外の要因による債権放棄等の検討について【意見】

現在、債権放棄の対象としている債権は消滅時効の完成によるもののみであるが、例えば、連帯保証人が存在せず、債務者本人が死亡し、相続人全員の相続放棄があった場合や相続人が存在しない場合には、それ以上の債権回収は困難であり、債権放棄の対象とすることが可能である。

今後、利用者間の公平性の観点を考慮しつつも、回収に注力する債権を明確にし、その管理の簡素化や効率化を図る上で、回収困難な債権については時効期間の満了を待たずに債権放棄又は徴収停止の手続を行うことを検討して頂きたい。

③貸倒引当金の計上について

34 貸倒引当金の貸借対照表計上額と算定シートとの不整合について【指摘】

医事課で作成した「貸倒引当金繰入額の算定」シートの前期末の貸倒引当金計上額に誤りがあるため、貸倒引当金の貸借対照表計上額として算出した金額と、決算書における貸借対照表計上額に不整合が生じている。

「貸倒引当金繰入額の算定」シートにより算出した当年度末の貸倒引当金計上額(要引当額)と、会計システム上の貸借対照表計上額との一致を確認する必要がある。

35 貸倒引当金の対象債権について【指摘】

令和5年度決算における貸倒引当金の算定シートについて確認したところ、令和2年度から令和4年度の未収金年度末残高に対して実績率を乗じて貸倒引当金計上額が計算されており、令和5年度の未収金残高に対する貸倒引当金が計上されていない。

令和2年度の民法改正による時効延長(3年から5年)に伴い、令和8年度まで不納欠損処分を行わないことから、令和5年度分債権については、引当金の計上が無いものと解釈していたとのことであるが、不納欠損処分の対象となっていない年度(令和2年度から令和5年度)の未収金年度末残高に対して実績率を乗じて貸倒引当金計上額を計算する必要があった。令和6年度決算以降は、貸倒引当金の算定シートを改訂し、適切に貸倒引当金計上額を算定する必要がある。

④その他

36 医業未収金の内訳について【指摘】

令和5年度における医業未収金内訳(医事課分)の「個人」分については、医事課で作成している「未納台帳」と一致しているが、「団体」の残高については、財務会計システムの残高から「個人」分の残高を差し引いた金額であり、医事課で管理している相手先ごとの請求残額の積上げ計算や財務会計システム残高との照合は、特に行っていない。そのため、過去の消し込み漏れや、不納欠損処分から漏れた過去の債権等が含まれている

可能性がある。

医業未収金内訳について、医事課で把握しているあるべき金額を積み上げ、当該金額と帳簿残高が一致するか検証し、差異が生じている場合には、差異の内容を分析し、適切に是正する必要がある。また、差異発生の有無の確認や検証が容易に行えるよう、財務会計システムにおいても、医業未収金の細節や細々節を活用することにより、「団体」分について請求相手先ごとに残高を確認できるような運用に改めるべきである。

(6) 棚卸資産管理

① 棚卸資産の管理

37 貯蔵品の二重計上について【指摘】

施設管理課が作成している薬品に関する残高報告書と診療材料に関する棚卸報告書を閲覧し、貸借対照表計上額との検証を実施した結果、試薬及び消毒薬の金額が薬品と診療材料の両方で記載されており、貸借対照表に二重計上されていることが判明した。

今後は、在庫金額の二重計上がないよう薬品及び診療材料の報告書を整理し、適切な金額を決算書上開示すべきである。

38 たな卸資産勘定の整理について【指摘】

令和6年3月に委託業者が行った中央倉庫の実地棚卸では診療材料の他に医療消耗品や一般消耗品も含めて棚卸作業を実施している。当センターでは、医療消耗品や一般消耗品については部署へ払出した後すぐに使用(消費)するため、経理上は費用として取扱い、たな卸資産としていないとのことであるが、委託業者が実施した棚卸結果に基づき、棚卸資産の期末残高を集計しているため、医療消耗品や一般消耗品も診療材料に含めて貯蔵品残高が算定されていた。

医療消耗品や一般消耗品が棚卸経理の対象ではないとするのであれば、委託業者に実地棚卸の対象としないことを明確に指示することが必要である。一方、医療消耗品や一般消耗品は、いわき市病院事業会計規程で規定する「その他貯蔵品」に該当するものであるため、各部署からの請求に基づくものも含めて中央倉庫に保管しているもの全体を棚卸資産に含めるとすれば、「その他貯蔵品」として内訳を表示し貯蔵品勘定の残高に含めるべきである。棚卸資産の範囲について担当部署で再度整理し、その方針に従い適切に計上すべきである。

39 廃棄予定消耗品の処分について【意見】

中央倉庫内の棚に、既に使用していないプリンターのドラムユニットが、廃棄せずに保管され続けていた。

現物の廃棄については近年、廃棄方法もその種類により多様となり、制約も多いことから、廃棄にも計画性が必要である。廃棄予定の消耗品については保管場所を決め、一度

に廃棄できない場合には計画的に廃棄していく等、現物の廃棄も含めた適切な管理が望まれる。

40 循環棚卸後の棚卸資産残高について【意見】

病院内の各部署に保管されている診療材料については、委託業者が実地棚卸を実施しているが、各部署の実地棚卸は期末一斉に行うことができないため、棚卸計画書を作成し、1月から2月末までを通じて、循環棚卸を実施している。循環棚卸を実施した部署は実施した棚卸結果における棚卸資産の残高が期末貯蔵品の残高とされている。

期末日以前に実地棚卸を行った場合は、期末日までの受払を把握して帳簿上の残高を算出しないと、期末日時点のあるべき在庫金額と乖離する恐れがある。物流管理システム上は受払明細データが生成されていることから、受払明細データを利用して各部署の期末日時点の棚卸資産残高を算出し、あるべき棚卸資産残高によって適切な財務諸表を作成することが望ましい。

41 棚卸差異の把握【意見】

薬品についてはたな卸差異を認識せず、実地の在庫数量を月末の在庫数量として、帳簿の在庫数量を修正している。

棚卸差異を十分に把握認識せずに実地の在庫数量が正であるとすると、仮に理由のつかない不明差異が生じても把握することができず、正確な購買管理ができずに追加的な費用が生じる恐れがある。薬品に関しても実地棚卸の際には棚卸差異の把握に努め、棚卸差異が許容可能であるか、病院内で分析及び検討を行うことが望ましい。

②材料費削減に関する取組み

42 材料費の削減に関する取組みについて【意見】

昨今は物価高騰に伴い費用の削減が大変困難な状況にあるが、法的な報告義務がある薬品費の取組みに対して、診療材料費は同等品への切り替え交渉など取り組む余地があると思われるため、引き続き、材料費削減に関して検討することが望ましい。

(7)固定資産管理

①器械備品整備委員会について

43 使用実績報告について【意見】

令和6年度から15,000千円以上の購入備品については、年度末に使用実績を報告する運用することとしている。

病院事業は、診療に当たって高額な器械備品を多数保有しているが、使用実績を把握し、購入時の目的を達成しているかどうかを評価することは重要である。出来れば、更に早い段階から使用実績報告を調査する必要がある。なお、使用実績の報告に際して

は、購入時に想定している効果が発現されているかどうかについても併せて報告する必要がある。

44 業務効率化に関する数値化について【意見】

看護部で追加購入が承認された「医療機器データ通信サポートシステム HN LINE」について、承認理由に業務効率化による人手不足の状況改善が期待できるためとなっているが、具体的な数値は存在していない。今後は、承認理由の達成状況を明らかにするためにも、業務効率化を数値化することが望ましい。

②固定資産の現物確認

45 現物確認ができない資産について【指摘】

入手した固定資産台帳から任意に抽出した資産について、現物が確認できなかったものが備品で2件、器械備品で8件存在した。現物の有無を再度確認し、除却等の適切な処理、固定資産台帳からの削除が必要である。

46 固定資産管理上の問題について【意見】

固定資産の現物確認において、一部除却、取得経緯が不明、一部所在不明となっているものが10件あった。現物の有無について再調査を実施し、廃棄済みであるとの結論に至った場合は、適時に除却処理、固定資産台帳への除却の登載を行う必要がある。

47 建物の一体計上について【指摘】

現物調査した職員用図書室の電動式書架ほか1件について、建物に一体として計上されている。これらの資産は建物の構造体を構成していないことから建物には該当せず、耐用年数も本来適用すべき年数と比べて長くなっており、減価償却費が過少となっている可能性がある。

48 資産区分の誤りについて【指摘】

手術室空気調和設備改修工事ほか3件について、本来建物(建物附属設備)にすべきところ、構築物に計上されている。適正な資産区分に振替処理する必要がある。

49 減価償却費の早期計上について【指摘】

平成20年度から平成21年度に実施された空気調和設備改修工事に係る設計委託と機械設備、電気工事に関して、設計委託の供用開始が平成20年11月とされ、翌平成21年度から減価償却が開始されている一方、機械設備・電気設備工事の供用開始は平成21年9月であり、平成22年から減価償却が開始されている。設計委託は工事のための設計であり、供用開始は工事完了と同時期とする必要があった。

50 看護専門学校の器械備品について【意見】

実習室において複数の器械備品を確認したが、看護専門学校に区分されている固定資産台帳には登載されていない。診療用から教育用に転用した場合に除却処理する慣行のようであるが、使用を継続している限りは除却処理すべきではない。今後は教育用に使用する場合であっても、管理替えして引き続き固定資産台帳の登載を継続すべきである。

③器械備品の購入等に関する契約について

51 効果測定について【意見】

器械備品の購入時に作成している器械・備品購入計画書には導入後の使用頻度を記載することとなっているが、この使用頻度を効果測定として活用しているかどうか明確になっていない。

病院事業での器械備品は高額なものが多く、投資した資金をどのように回収するか、病院事業の維持・継続に貢献しているかの判断が重要である。購入計画書に記載する使用頻度は効果測定のための数値指標として、積極的に活用すべきである。

52 契約検討に当たって必要な書類について【意見】

令和4年度では、入札参加資格者名簿に登録している業者に対する調査結果の記載（回答無、否、可）をしていたが、令和5年度は、対応可能業者のみの記載となっている。

殆どの契約が1者による特命随意契約であることから、他の業者へ照会した結果を明示するか、調査結果の欄外に対応可能業者のみ記載する等で特定しておくことが必要である。

以下、個別の器械備品の購入契約について記載する。

（手術支援ロボット整備事業）

53 契約保証金免除要件確認書の添付について【意見】

契約保証金を免除している場合に必要となる要件確認書が添付されていない。令和5年度に起工したものについては添付されている。今後は添付漏れが無いようにすべきである。

（手術支援ロボットの稼働に必要な周辺機器の整備）

54 契約保証金免除要件確認書の添付について【意見】

契約保証金を免除している場合に必要となる要件確認書が添付されていない。令和5年度に起工したものについては添付されている。今後は添付漏れが無いようにすべきである。

55 見積書の詳細情報について【意見】

購入に当たっては、手術台、大型モニターアームの撤去、恒温槽改修が含まれているが、現行の見積書では撤去・改修に含まれる費用が明確となっていない。

購入時の見積書情報により導入時の資産計上や除却費用、修繕費の計上を判断することとなるため、今後は詳細情報を入手し、判断する必要がある。

(エアシールインテリジェントフローシステム)

56 見積金額の妥当性について【意見】

購入予定物品が特殊な場合は、複数者からの見積書徴収はできないと思われるが、見積合せ予定業者から徴収した見積書をどのように評価したか、これにより設計額をどのように積算したかを明確にしておく必要がある。しかし、設計価格積算資料に定価、値引額、値引率を記載しているが、定価、値引額は参考見積書の金額であり、改めて検討した経緯が明確になっていない。

今後は、器械・備品購入計画書や備品購入機種選定理由書を活用し、設計額の積算という観点を意識し記載することが望まれる。

(手術支援ロボット用材料カート)

57 器械・備品購入機種選定理由書の記載について【意見】

器械・備品購入機種選定理由書には、価格を事務局で記入することとなっているが、記入漏れとなっていた。価格の記載は、見積書の添付や事前協議などにより必ずしも必須ではないとのことであり、必要性を再度検討し、様式の見直しを検討する必要がある。

(HiQPlus 送水・吸引管)

58 購入機種選定理由の記載について【意見】

申請者である外科医が前勤務先の病院で使用していた実績をもってその有効性が評価済との記載があるが、他の代替機種があるのかどうかを検討した経緯が不明瞭である。

使用実績は一つの判断材料ではあるものの、選定理由としては、機種選定の際の理由として挙げられている経済面の効果を明示した結果等の判断も検討する必要がある。

(磁気共鳴画像診断装置(MRI 装置))

59 見積書の詳細情報について【意見】

購入に当たっては、MRI 室改修シールド更新作業、磁気シールド壁の撤去が含まれている。しかし、現行の見積書では撤去・改修に含まれる費用が明確となっていない。

購入時の見積書情報により資産計上や除却費用、修繕費の計上を判断することとなるため、今後は詳細情報を入手し、判断する必要がある。

(ルナウェーブ)

60 入札参加資格者名簿に登録のある業者への確認について【意見】

賃貸借契約については、事務局で事前調査を実施し、取引先が1者であることを確認しているが、他の登録業者への確認を省略し、取り扱い可否調査結果の書類を作成していない。

今後、取引先が1者のみであることが確認できる場合は、取り扱い可否調査結果の書類作成を省略できるように明文化することが望ましい。

(8) 労務管理

① 採用

61 看護師の確保に向けた取組みの強化について【意見】

医師以外については令和5年度においては概ね採用計画での予定数の採用が行われているものの、看護師の不足から令和6年4月から一部病棟の休床に至っている。

現状の病床利用率から休床措置による患者サービスへの影響は生じていないとのことであるが、自治体病院及びいわき医療圏の基幹病院として求められる医療サービスを提供するとともに、収益の確保を図るためにも、医師及び看護師の確保に向けた取組みを引き続き強化していくことが望まれる。

また、一部病棟の休床に至った要因として夜勤看護師の不足があり、休床の措置により現在は不足状況が解消しているとは言え、更なる夜勤看護師の不足が生じるリスクに未然に対応するためにも、定期的に各病棟における夜勤可能な看護師数を把握することが有用であると考えられ、今後検討されることが望まれる。

② 時間管理

62 労働時間と打刻時間との乖離について【意見】

任意に抽出した看護師について、労働時間の開始・終了時間と打刻に基づく開始・終了時間(入退室時間)との乖離状況を調査した結果、1時間以上の乖離が散見された。

現状、乖離がある場合に所属長が該当者に対して乖離内容を確認することとしているとのことであるが、その結果については記録されておらず、乖離内容について適切に対応されているか不明確である。また、終業後に退室打刻を行わずに病院内のカフェスペースなどで時間を過ごしている例もあるとのことである。

終業後に退室打刻を行わずに病院内に私用で滞在する場合には、退室打刻を行った後に私用による滞在を行うよう職員に周知するとともに、実態調査の対象とする基準を設け、基準に該当した場合は乖離内容を調査の上、調査結果を記録するなど対外的に説明可能な仕組みを構築することが望まれる。

63 医師労働時間短縮計画の推進について【意見】

中期経営計画において、「医師の働き方改革の着実な推進」を重点施策として掲げているが、部門別アクションプランに記載されている事項は、医師労働時間短縮計画にお

ける「労務管理・健康管理」に記載されている事項に限られており、同計画において「労働時間の短縮に向けた取組」として記載されている事項は含まれていない。

アクションプランにおいて、「労働時間の短縮に向けた取組」として記載されている事項や評価センターによる評価項目で未達成とされた事項についても盛り込み、PDCA サイクルにおいて取組の実施状況をモニタリング、効果検証を行うなど、医師労働時間短縮計画の推進を強化することが望まれる。

(9) システム管理

① システム関連の契約について

(情報センター運用業務委託)

64 見積書と設計書の金額相違について【意見】

見積書と設計書の金額相違の理由は、業者から見積書では値上げの提案があったものの、例年通りの内容、作業量であることから前年と同額ということで業者と調整したためとのことである。

ただし、近年では人件費高騰の影響もあり、人件費が主なコストである情報センター運用という内容を考えれば、たとえ内容や作業量が同じでも金額が前年と同額で良いかどうかは社会情勢や他部署の同様な契約状況を確認しながら検討することが望ましい。

② 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の検討

65 アクセスログの管理について【指摘】

アクセスログの確認は、確認依頼があった時をはじめ、障害時や不正を疑われる情報が入った時など必要となった時に適時確認をしているのみで、定期的な確認まではされていない。また、アクセスログを保存する期間がルール化されておらず、保存容量まで保存している状態であった。

定期的にアクセスログを確認することにより不正ログインや異常な操作をより早急に察知することが可能となり、情報流出等のリスクをより低減することが可能となる。また、不正アクセスがあった場合でも、その痕跡を発見して追跡する起点となることが期待できるため、アクセスログの保存期間を定め定期的にログの確認をする仕組みを構築するべきである。

66 不要なソフトウェア及びサービスの定期的な確認について【指摘】

不要なソフトウェア及びサービスの状況の有無について、主に障害発生時など必要な時に適時確認をしているのみで、定期的に確認していない。

病院情報システム運用管理規程で不要なソフトウェアのインストールを禁止し、また、システム構築時に不要なサービス等は停止するようにしている。しかし、ウイルス対策は行っているものの、ルール通り運用できているかどうかをプログラム一覧、タスクマネージャー、

IT 資産管理ソフト等で定期的な確認をすることまではしていない。

不正ソフトウェアは電子メール、ネットワーク等の様々な経路を利用して医療情報システム内に侵入する可能性があるため、システム側の脆弱性を低減するため、不要なソフトウェア及びサービスの定期的な確認の実施とそのための仕組みを構築するべきである。

③その他

67 職員向けセキュリティ研修について【意見】

令和 5 年度は全職員向けにサイバーセキュリティセミナーを実施しているが、参加人数は 100 名程度となっている。

情報セキュリティは毎年状況が変化しているため、年 1 回の全職員向けの情報セキュリティ研修は、複数回開催や web での動画視聴などを検討し、参加率向上を図ることで周知徹底することが望ましい。

68 二要素認証について【意見】

当センターでの認証は、ID・パスワードのみとなっており、また、パスワードの有効期限は 60 日で運用されている。

認証の 3 要素である「記憶」、「生体情報」、「物理媒体」のうち、2 つの独立した要素を組み合わせることで認証を行う方式(二要素認証)を採用し、セキュリティを強化することが考えられる。現在のシステムでは二要素認証は対応不可とのことであり、今後のシステム更新の際に二要素認証の導入を検討することが望ましい。

69 病院情報システムの監査について【指摘】

病院情報システム運用管理規程において病院情報システムの監査について規定しているが、現在実施していない。

病院情報システムの監査を定期的に行うことにより、病院情報システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを確認することができ、監査の結果で問題点が検出された場合は改善措置をすることにより未然に事故を防ぐことにつながると考えられるため、本庁でのシステム監査や他の病院等を参考にし、毎年定期的にシステム監査の計画を立案・実施し、報告・改善を図る必要がある。

(10)会計制度

①固定資産関連

70 固定資産台帳と貸借対照表の相違【指摘】

固定資産について固定資産台帳で取得・減価償却・売却・除却、一部の長期前受金を管理しているが、固定資産台帳と貸借対照表の数値が相違している。施設管理課では、不一致となっていることは既に認識しており、過去に差異の要因分析を行ったものの明確

な原因は明らかとなっていない。そこで、各所属長に依頼して最も古い登録年度から順次現物調査を行い、調査結果に基づいて固定資産台帳を補正している。

引き続き計画的に固定資産実査を行い、原因を追究した後に固定資産台帳を補正し、適正な貸借対照表を作成する必要がある。

71 旧病院の解体費用に係る会計処理について【指摘】

新病院に係る建設工事は平成 26 年度から令和 2 年度にかけて行われたが、新病院建設に際して行われた旧病院建物等の解体工事費用が新病院に係る建物や構築物等の取得価額に含めて計上されている。

しかし、建替え工事等の場合の既存資産の撤去費用は新たに建設等取得する資産の価値を高めるものではないため、新たに取得する資産の取得価額に含めず、収益的支出(費用・損失)として処理するべきであり、現在貸借対照表に計上されている新病院の建物等の帳簿価額を修正する必要がある。

72 有形固定資産の資産区分について【指摘】

新病院棟には、エレベーター、エスカレーター等があり、本来は建物附属設備とすべきであるが、建物に含まれている。そのため、建物附属設備に適用される法定耐用年数よりも長い期間で減価償却されていると推定され、現行の減価償却費は正しいとは言えない状況である。

資産区分の妥当性について再度検討の上、あるべき資産区分及び耐用年数に修正するとともに、当初からあるべき耐用年数で減価償却した場合のあるべき帳簿価額に修正する必要がある。

73 財務諸表の注記事項について／リース資産に係る減価償却方法【意見】

貸借対照表にリース資産が計上されているが、重要な会計方針における固定資産の減価償却の方法に記載が漏れている。

リース資産に係る減価償却方法の記載が必要である。

74 財務諸表の注記事項について／リース契約により使用する固定資産【指摘】

リース契約により使用する固定資産に関する注記が、令和 5 年度決算関係書類で記載されていない。リース取引の処理方法、賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額、長期継続契約に係るリース債務等が記載されることになるため、必要に応じた記載をする必要がある。

75 固定資産の減損会計について【意見】

令和 6 年 4 月以降、一時的に本院 12 階の入院エリアを休床扱いとしており、減損会計の適用を検討する必要があるが、現時点では具体的な検討は行われていない。不稼働と

なっている入院施設があるという事実を踏まえ、今後の中期経営計画やアクションプランで将来の利用を明確にしておく必要がある。

76 企業債元金償還に対する一般会計負担金に係る長期前受金の会計処理について【指摘】

長期前受金として会計処理を行っている昭和 63 年度から平成 25 年度までに実施した事業費については、看護専門学校に係る資産を除いて既に除却しているにも関わらず、事業費の対象となる償却対象資産が現存している前提で算定した減価償却スケジュールにより収益化額を算定しており、令和 5 年度の決算における長期前受金収益化、長期前受金残高計上額が適切となっていない。

対象となる企業債、償却資産については除却時の処理が適切になされているか、減価償却スケジュールに沿った収益化が正しく算定されているかを改めて検討し、適切な長期前受金残高に修正する必要がある。

②退職給付引当金

77 期末要支給額の算定誤りについて【指摘】

令和 5 年度において、定年年齢が 60 歳から 65 歳へ段階的に延長されたことに伴い、早期退職特例の取扱いも変更されたが、期末要支給額の算定において早期退職特例の適用を誤り、期末要支給額が過少となっており、退職給付費が例年の 50%程度に減少していた。

今後は、損益項目である退職給付費についても前年比や予算比との乖離状況を確認する必要がある。また、退職手当に関連する制度変更があった場合には、制度変更の内容が期末要支給額の算定に適切に反映されているか検証する必要がある。

78 退職給付引当金の誤計上について【指摘】

過去に病院事業に在籍していた職員で、他会計から退職手当が支払われる場合、病院事業に在籍していた期間に相当する金額を当センターから他会計に対して支払っており、事業年度末日において退職した職員については、翌年度に他会計に支払う額を退職給付引当金から未払金に振り替える処理を行っているが、令和 5 年度において振替処理が漏れていた。

仕訳の誤計上等の有無を確認するため、最終的な決算額について、残高明細や算定資料との照合を行う必要がある。

③消費税計算

79 仕入税額控除の計算に係る個別対応方式と一括比例配分方式の選択について【意見】

過年度より継続して「一括比例配分方式」により計算しており有利不利判定は行われて

いない。今後は「個別対応方式」か「一括比例配分方式」の有利不利判定の検討を行うことが望ましい。

80 控除対象外消費税の会計処理について【意見】

資産に係る控除対象外消費税額について、消費税の申告書を作成し、資産に係る控除対象外消費税額が確定した後に、取得した固定資産ごとに控除対象外消費税を振り戻し処理しているため、消費税額が確定した後でないと固定資産の計上額等が確定しない。

長期前払消費税として繰延計上し一定期間に基づいて償却することで、決算作成以前の時点で固定資産の登録が完了すること、決算時の業務の煩雑さや負担量が改善されると考えられるため、ご検討頂きたい。

④その他

81 常磐病院に対する処理について【意見】

常磐病院は平成 22 年度に民間譲渡されたが、譲渡時点で企業債未償還残高があり、当センターが承継した。その後、毎期の企業債の償還財源を一般会計補助金として受入れているが、受け入れた金額は追加出資として資本金として処理している。

資本金は、事業を行うための財政的基礎を構成するものであり、企業債の償還に充てるために過ぎない一般会計補助金は、資本金として処理すべきではなかった。常磐病院に対する企業債が全額償還されるまでの間に、今後どのように減資するかを検討しておくことが必要である。

2 医療提供に係る事業(保健福祉部医療対策課)

(1)地域医療確保推進事業費

82 業務委託内容の変更について【指摘】

紙媒体の制作業務の一環として、「いわきの看護」の業務委託契約が締結されていたものの、成果物は在宅医療をテーマとした紙媒体の制作に変更されているが、変更契約書の作成がない。

契約内容の変更については、契約の同一性を検討したうえで、適時に変更契約を締結するか、変更後の内容で新たな契約を締結すべきである。

83 制作業務の一括発注の検討について【意見】

情報発信として、WEB コンテンツの制作費、WEB 運営業務の委託、ブランディング支援業務、紙媒体製作業務委託が行われており、各業務は業者へ個別に発注されているが、ブランディング支援業務、紙媒体製作業務委託は、結果的に同一業者が受注してい

る状況にある。

制作業務を一括して業者に発注する方法もあるが、一括発注と個別発注の見積りの比較検討が行われおらず、経済性及び効率性の観点から比較検討することが望ましい。

84 目標指標の設定について【意見】

本事業については、10年間で市内の医師数を100名増加することを目標として、各種の取り組みを実施している状況にある。

情報発信及びブランディングを目標とした制作業務については、WEBサイトの閲覧、紙媒体の配布、グッズの配布等について制作物の効果検証を行い、翌年度以降の制作業務に活かした運用が望ましい。

(2) 病院医師修学資金貸与事業費補助金

85 補助金等交付申請書の添付書類について【指摘】

令和5年度は、2件の補助金等交付申請書の提出があるが、1件の申請書にいわき市補助金等交付規則で添付書類として規定されている前年度決算書が添付されていない。補助金等交付申請書に添付書類が明記されていることから、申請時に添付の漏れが無いかな確認すべきである。

86 補助金の交付方法について【意見】

本補助金は、いわき市内の病院に対する補助金の交付であるが、令和5年度は被貸与者29人のうち、28人がいわき市医療センターを交付先としている。

市立病院の医師の確保としては、成果の高い事業であるが、交付先の病院が限られており、市内の民間病院の医師確保という観点からは補助金の交付方法について、制度の見直しが必要と考える。

87 被貸与者勤務状況等報告書について【意見】

被貸与者の勤務状況について、いわき市病院医師修学資金貸与事業費補助金交付要綱では、被貸与者勤務状況等報告書による報告を規定している。しかし、被貸与者の勤務状況の一覧を入手しているが、被貸与者勤務状況等報告書は入手していない。

補助金交付要綱に定められた運用がされていないことから、交付要綱に必要事項を定めた上で、任意様式による報告を定める等の実態に合わせた補助金交付要綱の改定が望ましい。

以 上